
虐待防止のための指針

株式会社いち樹における虐待防止のための本指針を定める。

1.虐待防止のための基本的な考え方

高齢者の尊厳を保持するため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。

2.虐待の定義

1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある行為を加え又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

2)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4)放棄・放置(ネグレスト)

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。

5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3.虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

1)当法人では虐待等の発生の防止・早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置します。

2)虐待防止委員会の構成委員の委員長は代表者、委員は各事業所代表とする。

3)委員会は、概ね年1回以上開催します。虐待等が発生した場合は、随時開催する。

4)委員会の審議事項

①虐待防止のための指針の整備に関すること

②虐待防止のための職員研修に関すること

- ③虐待予防、早期発見に向けた取り組みや職員が相談・報告できる体制に関すること
- ④虐待の原因分析と再発防止、再発防止策を講じた際の効果について評価に関する
こと
- ⑤審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な
措置を講じるものとする

4.虐待防止のための職員研修

- 1)研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指
針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- 2)職員研修は原則年 1 回、及び職員採用時に実施します。研修の実施内容について
は、研修資料等を記録し保存します。

5.虐待等が発生した場合の対応方法

- 1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に
努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、
役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2)緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と
生命の保証を最優先します。※各市町の担当者連絡先は別途添付。

6.虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1)利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応し
ます。相談窓口は 3.②に定めた構成委員とします。
- 2)虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努め
ます。
- 3)職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者、
利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよ
う促します。
- 4)虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関
係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7.成年後見制度の利用支援

家族がない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親
族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援します。

8.虐待等に係る苦情解決方法

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

9.利用者に対する当該方針の閲覧

当該方針については、利用者及び家族が閲覧できるよう掲示する。

10.その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。

株式会社いち樹

ケアサポートいち樹／いち樹ケアプランセンター